

青梅市高齢者憲章の制定について

1 制定に至る経緯および目的

令和3年度は、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の開始年度にあたり、また、青梅市制施行70周年の節目の年という機会をとらえ、青梅に暮らす市民が世代を超えて支え合い、高齢者となっても希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる「元気高齢者の輝くまち」を目指し、高齢者憲章を制定することとした。

2 青梅市高齢者憲章（案）

前文 私たちは、みどりと清流、歴史と文化がいきづくふるさと青梅を愛し、ともに生き、たがいに支え合い、皆が安心していつまでも生きがいをもって暮らせる、高齢者が輝くまちを目指して、ここに高齢者憲章を定めます。

1. 私たちは、高齢者を敬愛し、誰もが尊厳を持って生きられるまちをつくります。
2. 私たちは、高齢者が自立して、生き生きと暮らせるまちをつくります。
3. 私たちは、高齢者が生きがいをもって、生涯自分らしく過ごせるまちをつくります。
4. 私たちは、高齢者が長年培ってきた知識と経験を生かして、自ら参加できるまちをつくります。
5. 私たちは、高齢者が自ら健康づくりに取り組み、皆で支え合うまちをつくります。